いちき串木野市薩摩スチューデント奨学金制度受付確認書

　私は、薩摩スチューデント奨学金制度の提携金融機関で「薩摩スチューデント奨学ローン」を利用する場合は、いちき串木野市薩摩スチューデント奨学金償還補助金交付要綱を遵守いたしますので、ここに申請します。

　　　　　　　年　　　月　　　日

申請者（保護者等）　【公民館名】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　いちき串木野市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

対象者（奨学生）　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（生年月日）　　平成　　　年　　　月　　　日生（満　　　　歳）

進学・在学　　（　　　　年生）

|  |  |
| --- | --- |
| 大学院 | 専門学校 |
| 大学 | 高等学校 |
| 短期大学 |  |

【薩摩スチューデント奨学金制度確認事項】

※鹿児島相互信用金庫から貸与を受けた「薩摩スチューデント奨学ローン」を返済した証明書に対して、市が補填する制度です。

①申請は毎年３月末日までに、教育委員会教育総務課へ申請してください。

　（場所は市来庁舎３階になります。）

②教育委員会への補助金申請書類は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 書　類 | 取　得　場　所 |
| ア | 補助金交付申請書 | 教育総務課（市来庁舎３階） |
| イ | 奨学ローンの返済額証明書 | 鹿児島相互信用金庫 |
| ウ | 住所を証する戸籍附票 | 市民生活課（串木野庁舎１階）  支所市民課（市来庁舎１階） |
| エ | 世帯全員の納税証明書 | 税務課（串木野庁舎１階）  支所市民課（市来庁舎１階） |

③利子相当分の申請については、「薩摩スチューデント奨学ローン」の貸与を受けたすべての市民が対象です。

④元金補填は、卒業後10年以内にいちき串木野市に帰って来た期間となります。

　・いちき串木野市に転入後、その後転出した場合は交付を受けられません。

　・卒業後、10年以内に再転入しても、交付は受けられません。

　（転入→転出→転入…×　　転入は一回限りです。）

　・住所だけいちき串木野市に住民登録し、実際には、居住地が市外である場合は交付を受けることはできません。　※居住の実態調査を行います。

⑤元金の補填は、借入額の10分の１を毎年度支払います。また借入額を一括返済した場合でも10年間で補填します。

⑥補助金の支払いについては、毎年度４月以降に交付します。